



2017年3月14日

各 位

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
日本通信株式会社
代表取締役社長 福田 尚久
(コード番号: 9424)
問合せ先 代表取締役常務 片山 美紀
電話 03-5776-1700

和解による訴訟の解決および特別損失の計上に関するお知らせ

日本通信株式会社(以下、「当社」という)は、加賀ハイテック株式会社(現 加賀ソルネット株式会社(2016年4月1日付合併により訴訟承継)(以下、「加賀」という))から原状回復請求訴訟(以下、「本件訴訟」という)を提起されていましたが、今般、控訴審での和解成立に伴い、訴訟の解決および特別損失の計上について、下記のとおりお知らせいたします。

【背景】

当社は携帯網との相互接続によるMVNO事業を世界で初めてNTTドコモとの間で2008年8月に実現しました。その時に日本で初めてSIMフリー端末として市場投入したのがUSB型データ通信端末で、当時の販売代理店である加賀が実質的な総代理店として販売に当たりました。しかしながら翌年、2009年6月に加賀から提訴され、裁判となりました。東京地方裁判所では2011年10月に当社が勝訴し、東京高等裁判所でも2012年2月に勝訴、そして最高裁判所は2012年8月に加賀からの上告を棄却し、当社の勝訴が確定いたしました。

その後加賀は本件に関して別の内容で再度訴訟を2013年11月、東京地方裁判所に提訴いたしました。これに対し東京地方裁判所は2016年9月に加賀の訴えを一部認める判決を出しました。これを受け加賀および当社の両社は東京高等裁判所に控訴し、裁判所において再度争ってきたものです。

しかし、本件は既に最初の提訴から7年以上の歳月を経過しており、当該端末は製造から約9年の歳月が経過しています。当社が加賀から当該端末の引渡しを受けること等を内容とする東京高等裁判所の和解案は、これほどの長期にわたり未使用であった通信端末が携帯網に影響を与えることを可及的に回避するという観点から、当該端末の製造責任者および通信事業者としての当社の責任を全うする方法であると判断できるものでした。また、当社は、現在、ソフトバンク網を使ったMVNO事業のローンチを控え、またドコモ網を使ったMVNO事業の販売網拡大準備を進めており、過去のことには一定の整理を付け、当社はマネジメントがこれからの成長戦略に100%集中できる体制を取るべき等の判断から、当社はこの度同裁判所が提示した和解案を受け入れることとしたものです。

当社は本件によって342百万円を特別損失として計上いたしますが、2017年3月期の業績予想には変更はありません。また、当該金額は東京高等裁判所に控訴した時点で供託しているため、当社の現預金残高への影響はありません。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、2008年8月に加賀に売り渡したb-mobile 3G（以下、「本件製品」という）について、加賀から、2013年11月29日付訴状により、債務不履行解除による買受代金相当額の返還を請求されました。

本件製品については、2009年6月、加賀から売買契約の解除およびこれに伴う買受代金相当額の返還を請求する訴訟（以下、「前訴」という）が提起されたものの、2012年8月の上告棄却により加賀の敗訴が確定しており、加賀は、前訴の敗訴確定を受け、2012年10月以降に本件製品の在庫を販売したところ、通信ができないことが判明したとして、本件訴訟を提起したものです。

当社は、当社が加賀に売り渡した本件製品は正常な通信機能を備えていたこと、当社と加賀との間の継続的取引関係および信頼関係は加賀の強固な販売拒絶および前訴提起によって破壊されたのであって、本件製品に通信機能を維持する義務は失われていること、いずれにしても、本件訴訟は前訴の蒸し返しである旨を主張して争ってまいりました。

しかしながら、2016年9月30日言渡しの第一審判決は、加賀の請求を一部認容し、当社に3億4,209万5,000円の支払いを命じました。

そのため、当社は2016年10月3日に直ちに控訴し、一方、加賀も2016年10月13日に控訴するとともに訴えを追加的に変更し、遅延損害金の起算日を当初の売買代金支払日である2008年9月30日に遡及させる請求の拡張を行いました（この請求が認められた場合、遅延損害金は本件和解時点で1億7,000万円を超えるものとなります）。

当社は、控訴審においても引き続き当社の主張の正当性を訴えてまいりましたが、ドコモ・ネットワーク向けの格安SIMの販売網の拡大、および、ソフトバンク・ネットワーク向けの格安SIMの販売開始という成長戦略に注力する経営判断に基づき、訴訟の長期化が経営に与える影響等を総合的に勘案し、2017年3月10日の和解期日において和解条項に合意し、昨日、東京高等裁判所から和解調書が交付されたものです。

2. 和解の相手方の概要

	和解成立時	訴訟提起時
名称	加賀ソルネット株式会社	加賀ハイテック株式会社
所在地	東京都中央区八丁堀三丁目27番10号	東京都千代田区外神田三丁目12番8号
代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 池田 光仁	代表取締役 関 祥治

3. 和解の内容

本件和解は、当社が加賀に対し第一審判決と同額の解決金を支払うこと、加賀が本件和解時点で在庫として保有する本件製品の全台数を当社に引渡し、それ以外に加賀が新たに占有にいたった本件製品は加賀は市場に流通させないことを確約するなどを内容としています。

4. 特別損失の計上および今後の見通し

当社は、本件和解に伴い、2017年3月期において、解決金342百万円を特別損失として計上いたします。なお、2017年3月期の連結業績予想は、2017年2月2日に「業績予想の修正に関するお知らせ」で公表した通期連結業績予想から変更はありません。

以 上

■日本通信について

日本通信は1996年5月24日、モバイルが実現する次世代インターネットを活用して日本の次世代経済の基盤を構築する総務省の方針を実現する会社として設立されました。当社ビジネスモデルはのちにMVNOと命名され、2009年3月、総務省の携帯市場のオープン政策のもとNTTドコモとの相互接続を実現しました。これにより「格安SIM」が生まれ、携帯事業者以外から携帯通信（SIM）が買える市場が誕生しました。次は、携帯電話以外の産業が、自社サービスにモバイルを組み込み、産業全体がモバイルを活用し成長する番です。MVNOルールメーカー、世界初のMSEnablerとしての強い技術ビジョンと高い遂行力によって、日本発の経済創出の一翼を担うべく次世代プラットフォームの構築に取り組んでいます。東京、米国コロラド州およびフロリダ州に拠点を置き、東京証券取引所市場第一部に上場（証券コード：9424）しています。当社のコーポレートガバナンスのポリシーとして、社外役員が過半数で、全社外役員は独立役員です。